

○守谷市デマンド乗合交通運送事業運送約款

令和2年4月1日

(適用範囲)

第1条 守谷市地域公共交通活性化協議会（以下、「当協議会」）の運営する、守谷市デマンド乗合交通運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

2 当協議会がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲で、この運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約による。

(係員の指示)

第2条 利用者は、当協議会の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなくてはならない。

(運送の引受け)

第3条 当協議会は、次条の規定により、運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、利用者の運送を引き受ける。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある。

(1) 当該運送の申込みが予約センターでの予約によらないものであるとき。

(2) 当該運送に適する設備がないとき。

(3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

(4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。

(5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

(6) 利用者が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

(7) 利用者が、旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。

(8) 利用者が飲酒している状態であるとき。

(9) 利用者が車内で喫煙しているとき。または喫煙しようとしているとき。

(10) 利用者が、車内を汚染する恐れがある不潔な服装をしているとき。

(11) 利用者が付添人を伴わない重病者若しくは認知症患者であるとき。

(12) 利用者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は

新感染症の所見のある者であるとき。

(13) 利用者が、運行に支障をきたす行為を行ったとき。

(料金)

第5条 当協議会が収受する料金は、利用者の乗車時において、地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによる。

2 前項の運賃及び料金は、守谷市デマンド乗合交通運行計画によるものとする。ただし、守谷市高齢者運転免許自主返納事業において交付された、守谷市デマンド乗合交通利用券については、料金に代わり、本人に限り1乗車につき1枚で利用することができる。

(料金の収受)

第6条 当協議会は、利用者の乗車の際に料金の支払いを求めるものとする。

2 前項の料金収受の際、領収書の発行は行わないものとする。

(利用者に対する責任)

第7条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、自社の自動車の運行によって、利用者の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる。ただし、当協議会から運行委託を受けた事業者及び当協議会から運行委託を受けた事業者の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当協議会から運行委託を受けた事業者の係員以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。

2 前項の場合において、当協議会から運行委託を受けた事業者の利用者に対する責任は、利用者の乗車のときに始まり、下車をもって終わるものとする。

第8条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、前条によるほか、その運送に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じる。ただし、当協議会から運行委託を受けた事業者及び当協議会から運行委託を受けた事業者の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

第9条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、天災その他当協議会の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に應じない。

(利用者の責任)

第10条 当協議会から運行委託を受けた事業者は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当協議会から運行委託を受けた事業者が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害賠償を求めるものとする。